

■介護給付・訓練等給付等

◇サービス種類

介護給付 ※障がい支援区分の認定を必要とします(障がい児を除く)	
居宅介護	入浴、排せつ、食事の介護など、居宅での生活全般にわたる援助サービス。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者に対して、居宅における介護から外出時の移動支援までを行う総合的なサービス。
同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人が移動時及びそれに伴う外出先において必要な支援・援助を受けられるサービス。
行動援護	行動の際に生じる危険回避のための援護や、外出時の移動の支援。行動上著しい困難のある人が対象となります。
重度障がい者等包括支援	居宅介護をはじめとする福祉サービスの包括的支援。常に介護を必要とする人を対象とします。
短期入所	短期の入所による介護サービス。介護者が病気の場合などに利用できます。
療養介護	医療を受けながら、介護の提供を受けることができるサービス。主に日中、病院などで行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理下での介護や日常生活上の援助など。
生活介護	主に日中、障がい者支援施設などで行われる入浴、排せつ、食事の介護や、創作活動及び生産活動などのサービス。
施設入所支援	施設入所者に対して提供される介護サービス。主に夜間に提供されるものをいいます。

訓練等給付 ※障がい支援区分の認定を必要としません	
自立訓練	自立した日常生活や社会生活を営むために必要な訓練。有期のプログラムによる身体機能や生活能力向上のための訓練が受けられます。
就労移行支援	就労に必要な知識・能力の向上をはかるための訓練。有期のプログラムにより、職場実習などの訓練が受けられます。
就労継続支援	通常の事業者には雇用されることが困難な人を対象とする継続的な就労支援。
就労定着支援	就労移行支援等を利用して、通常の事業所に雇用された障がい者に対して、就労の継続をするための相談支援等を行います。
就労選択支援	就労アセスメントの手法を活用して、障がい者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、支援を行います。
自立生活援助	居宅で自立した日常生活を営むために、訪問等による相談や関係機関との連絡調整等の必要な支援を行います。
共同生活援助	共同生活を営む住居における相談その他日常生活の援助、※介護サービスを利用する場合は、障がい支援区分の認定が必要です。

地域相談支援 ※障がい支援区分の認定を必要としません	
地域移行支援	障がい者支援施設に入所または精神科病院に入院している障がい者に対して、住居の確保その他地域生活移行のための活動に関する相談等を行います。
地域定着支援	施設・病院からの退所・退院、単身生活に移行した障がい者に対して、常時の連絡体制を確保し、障がい特性に起因して生じた緊急の事態等に相談等を行います。

計画相談支援 ※障がい支援区分の認定を必要としません	
障がいのある人の自立した生活を支え、適切なサービス利用につなげるため、ご本人やご家族の希望や状況等を確認しながら、サービス等利用計画を作成します。 また、ご本人、ご家族、サービス事業所等との連絡を継続的に行い、サービス等の利用状況を一定期間ごとに検証し、計画の見直し(モニタリング)を行います。	